



鳥取県公報

平成 30 年 2 月 27 日 (火)
第 8 9 7 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	南部箕蚊屋広域連合規約の変更の許可 (93) (地域振興課) 2
	都市計画事業の事業計画の変更の認可 (94) (水・大気環境課) 2
	特定計量器の定期検査の実施 (95) (くらしの安心推進課) 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (96) (企業支援課) 2
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (97) (通商物流課) 4
	ブルセラ病検査等の実施 (98) (畜産課) 4
	指定居宅サービス事業者の指定 (99) (西部総合事務所福祉保健局) 6
	指定介護予防サービス事業者の指定 (100) (〃) 6
◇ 公 告	自衛官の募集 (危機対策・情報課) 6

告 示

鳥取県告示第93号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づき、南部箕蚊屋広域連合規約の変更を平成30年2月27日許可したので、同条第5項の規定により告示する。

平成30年2月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第94号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年2月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称
岩美町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
岩美都市計画下水道事業 岩美町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成3年2月22日から平成36年3月31日まで
(変更前 平成3年2月22日から平成30年3月31日まで)
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
削除する部分
岩美郡岩美町大字大谷字石橋及び字西町田の各一部
追加する部分
岩美郡岩美町大字岩本字久松屋敷及び字茶屋前、大字浦富字大清水堤谷、字中出逢、字大切戸沖、字新屋敷及び字上新屋敷、大字本庄字縄手下並びに大字新井字肱曲及び字下棚田の各一部

鳥取県告示第95号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年2月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 実施区域
米子市、岩美郡、八頭郡並びに東伯郡湯梨浜町及び三朝町
- 2 実施期間
平成30年4月2日（月）から平成31年3月29日（金）まで
- 3 実施場所
当該特定計量器の所在の場所

鳥取県告示第96号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同

法第5条第1項第4号に掲げる事項の変更に係る届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成30年2月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
米子高島屋 米子市角盤町一丁目30
- 2 変更する事項
大規模小売店舗内の店舗面積の合計
変更前 14,980平方メートル
変更後 14,821平方メートル
- 3 変更年月日
平成29年12月1日
- 4 届出年月日
平成29年12月27日
- 5 変更に係るもの以外の事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
日本生命保険相互会社 代表取締役 筒井 義信 大阪府大阪市中央区今橋三丁目5-12
株式会社米子高島屋 代表取締役 森 紳二郎 米子市角盤町一丁目30
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社米子高島屋 代表取締役 森 紳二郎 米子市角盤町一丁目30
 - (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
 - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
 - (イ) 収容台数 246台
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
 - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
 - (イ) 収容台数 140台
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
 - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
 - (イ) 面積 352平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
 - (イ) 容量 41.4立方メートル
 - (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後7時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後7時30分まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (ア) 出入口の数 1か所
 - (イ) 位置 6の書類に記載のとおり
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
終日
- 6 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成30年2月27日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び米子市経済部商工課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第97号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年2月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
平成29年度鳥取県ウラジオストクビジネスサポートセンター設置運営業務審査委員会	平成30年度鳥取県ウラジオストクビジネスサポートセンター運営事業の受託者の選定に関する事項	平成30年2月27日から同年3月31日まで	通商物流課

鳥取県告示第98号

ブルセラ病検査、結核病検査、ヨーネ病検査、牛海綿状脳症検査（伝達性海綿状脳症の検査のうち牛に係るものをいう。以下同じ。）、牛ウイルス性下痢・粘膜病検査、ニューカッスル病検査、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査、鶏マイコプラズマ病検査、高病原性鳥インフルエンザ検査及び腐蝕病検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、その対象となる家畜又はその死体の所有者に対して当該検査を受けることを命ずる。

平成30年2月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 実施の目的

ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症（牛に係るものに限る。）、牛ウイルス性下痢・粘膜病、ニューカッスル病、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）、鶏マイコプラズマ病、高病原性鳥インフルエンザ及び腐蝕病の発生を予防し、及び予察するため

2 実施する区域

県下全域

3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

(1) ブルセラ病検査

種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの（平成30年4月1日以降に放牧するものを除く。）

(2) 結核病検査

ア 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの（平成30年4月1日以降に放牧するものを除く。）

イ 平成30年4月1日以降に家畜受精卵の採取の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

(3) ヨーネ病検査

ア 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、月齢が満24月を経過したもの（鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の鳥取市、岩美郡福部村、八頭郡河原町、用瀬町及び佐治村並びに気高郡青谷町の区域に限る。）、東伯郡琴浦町（平成16年9月1日町合併前の東伯郡東伯町の区域に限る。）、米子市（平成17年3月31日市町合併前の西伯郡淀江町の区域に限る。）並びに西伯郡大山町（平成17年3月28日町合併前の西伯郡大山町の区域に限る。）、日吉津村及び伯耆町（平成

17年1月1日町合併前の日野郡溝口町の区域に限る。)において飼育しているもの(平成30年4月1日以降に放牧するものを除く。)に限る。)

イ (2)に掲げる牛

ウ 家畜共進会等の家畜を集合させる催事に出品しようとする牛

エ アからウまでに掲げる牛以外の牛で、平成30年4月1日以降に放牧するもの

オ その他知事が必要と認める牛

(4) 牛海綿状脳症検査

月齢又は推定月齢が満48月以上で死亡した牛の死体のうち知事が指定するもの

(5) 牛ウイルス性下痢・粘膜病検査

平成30年4月1日以降に県下全域を対象とする放牧場で放牧する牛のうち持続感染牛でないことが確認されていないもの

(6) ニューカッスル病検査

鶏

(7) 家きんサルモネラ感染症(ひな白痢)検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

(8) 鶏マイコプラズマ病検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

(9) 高病原性鳥インフルエンザ検査

家きん(飼養羽数100羽以上(だちょうにあっては、10羽以上)の農場に限る。)

(10) 腐蝕病検査

蜜蜂

4 実施の期日

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

5 検査の方法

(1) ブルセラ病検査

ブルセラ急速凝集反応

(2) 結核病検査

ツベルクリン検査皮内反応

(3) ヨーネ病検査

酵素免疫測定法(スクリーニング法及びエライザ法)、リアルタイムPCR法又はヨーニン検査皮内反応

(4) 牛海綿状脳症検査

酵素免疫測定法(エライザ法)

(5) 牛ウイルス性下痢・粘膜病検査

酵素免疫測定法(エライザ法)

(6) ニューカッスル病検査

臨床検査及びHI抗体検査

(7) 家きんサルモネラ感染症(ひな白痢)検査

ひな白痢急速凝集反応

(8) 鶏マイコプラズマ病検査

臨床検査及び急速凝集反応

(9) 高病原性鳥インフルエンザ検査

臨床検査及び血清抗体検査(エライザ法又は寒天ゲル内沈降反応)

(10) 腐蝕病検査

肉眼的検査及び細菌学的検査

鳥取県告示第99号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成30年2月27日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社メディカル・ケア米子	こころね訪問看護ステーション観音寺新町	米子市観音寺新町四丁目6-20	平成30年2月22日	訪問看護
〃	こころね訪問介護ステーション観音寺新町	〃	〃	訪問介護

鳥取県告示第100号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成30年2月27日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社メディカル・ケア米子	こころね訪問看護ステーション観音寺新町	米子市観音寺新町四丁目6-20	平成30年2月22日	介護予防訪問看護

公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項（第118条においてその例によることとされた場合を含む。）の規定に基づき、平成29年度自衛官候補生募集に係る募集期間等について、次のとおり告示する。

平成30年2月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 採用する自衛官候補生予定数

(1) 男子

ア 陸上要員：5名程度

イ 海上要員：5名程度

ウ 航空要員：5名程度

(2) 女子

ア 陸上要員：若干名

イ 海上要員：若干名

ウ 航空要員：若干名

2 募集期間

平成30年2月28日（水）から同年3月14日（水）まで

3 試験種目

筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

4 試験期日及び試験場

(1) 試験期日

平成30年3月17日（土）

(2) 試験場

航空自衛隊美保基地（境港市小篠津町2258）

5 合格発表予定日

試験実施日に示す日

6 採用予定時期

平成30年3月下旬又は4月上旬（合格者多数の場合は、同年8月又は9月とすることがある。）。なお、詳細は採用予定通知書で通知する。

7 応募資格

採用予定月の1日現在で18歳以上27歳未満の日本国籍を有する者で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項に定める欠格事由に該当しないものであること。

8 問合せ先

(1) 各市役所及び町村役場（自衛官募集窓口）

(2) 自衛隊鳥取地方協力本部又は各事務所等

本部（0857-23-2251）

鳥取募集案内所（0857-26-4019）

倉吉地域事務所（0858-26-2900）

米子地域事務所（0859-33-2440）